

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書  
第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(熊毛森林計画区)

(第 3 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 3 年 4 月 1 日

至 平成 2 8 年 3 月 3 1 日

(平成 2 6 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



# 第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(熊毛森林計画区)

(第 3 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自 平 成 2 3 年 4 月 1 日

至 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

(平 成 2 6 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

植物群落保護林の新規設定、それに伴う機能類型の変更及び土地の種目変更がされたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成26年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成23年3月策定、平成24年3月変更、平成25年3月変更、計画期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項（自然維持タイプの面積）」、「⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項（水源涵養タイプの面積）」を上記理由により変更する。
- (2) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「① 保護林」を上記理由により変更する。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	1
⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	1
① 保護林	1





1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	<u>16,680</u>	<u>15,267</u>

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	<u>15,824</u>

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積(ha)
森林生態系保護地域	1	15,185
植物群落保護林	<u>3</u>	<u>82</u>
総 数	<u>4</u>	<u>15,267</u>

注 単位未満四捨五入の関係により総数と内訳は一致しない。



# 第4次国有林野施業実施計画書

(熊毛森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成23年4月	1日
至	平成28年3月	31日

(平成26年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

植物群落保護林の新規設定、それに伴う機能類型の変更及び土地の種目変更がされたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成26年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成23年3月策定、平成24年3月変更、平成25年3月変更、計画期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日）の変更内容
  - (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等、(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積」を上記理由により変更する。
  - (2) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。



2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	3,215.19	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	2,830.33	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	289.24	同上	80～120
	アカマツ長伐期	272.25	同上	80
	その他人工林	28.96	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,701.81	被害木等について択伐を行う	60
	天然林	0.79	伐採箇所の縮小、分散化による 皆伐を行う	60上
	ヤクスギ長伐期	2,951.36	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による択伐を行う	輪伐期 240 回帰年 30
	天然林長伐期	1,970.51	伐採箇所の縮小、分散化、長期化 による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,202.75	伐採箇所の縮小、分散化による 択伐及び皆伐を行う	35上
しいたけ原木	7.12	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15	
施業群設定外	—			
合計	15,470.31			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	229
スギ長伐期	141
ヒノキ長伐期	12
アカマツ長伐期	17
その他人工林	2
保護樹帯	141
ヤクスギ長伐期	491
天然林長伐期	98
天然林広葉樹	314
しいたけ原木	2

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	屋久島	既設	15,185.44 内訳 保存地区 9,600.55 保全利用地区 5,584.89	別表 「屋久島森林生態系 保護地域一覧表」の とおり	原生的な自然と天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立つ
植物群落保護林	種子島	既設	12.91	1108る	ヤクタネゴヨウその他種子島の代表的天然林の保護
	早稲田川	既設	7.13	1114へ	ヤクタネゴヨウの種の保存の可能性が高く植物学上重要である群落の保護
	屋久タネ	新設	61.54	10ろ、は、に、に2、 ほ、と	屋久島におけるヤクタネゴヨウの自生地のひとつであり、自然環境、生態について地域の自然を代表する重要な群落